

第8回 国と地方のシステムWG 御説明資料

平成29年10月25日
環境省

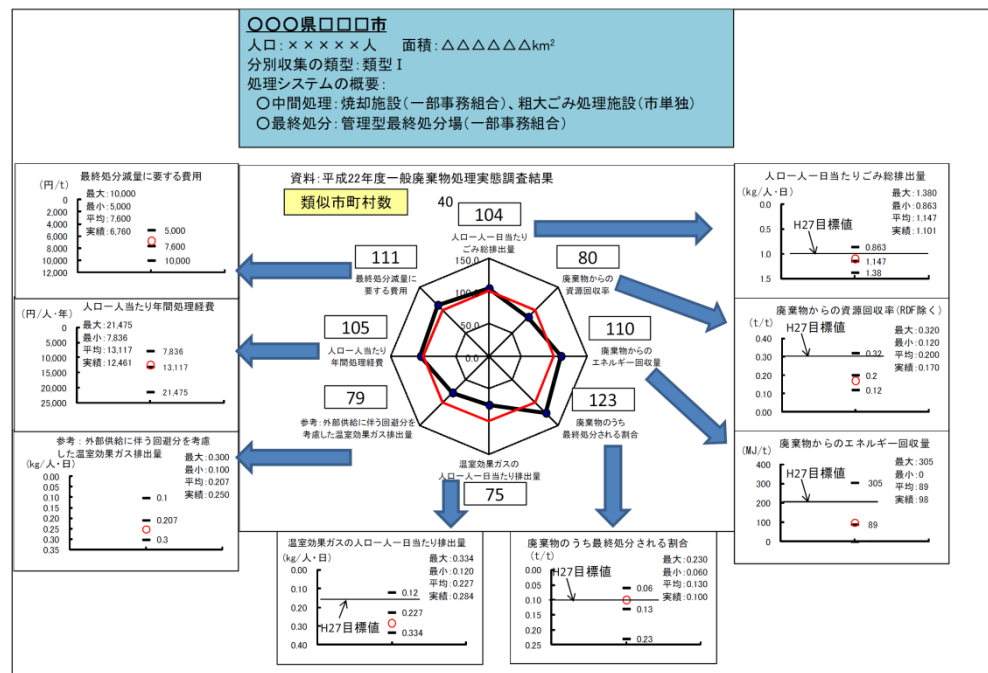
廃棄物処理に関する自治体の状況把握及び横比較

【一般廃棄物処理事業等実態調査】

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、国は、市町村等の責務である一般廃棄物の処理に関して、「廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに技術的支援に努めること」とされている。
- 環境省では、昭和47年から、「一般廃棄物処理事業実態調査」を年に一度実施し、各市町村等における1年間のごみ処理状況や整備状況等について把握し、公開している。

(横比較に関する支援)

- 一般廃棄物処理事業実態調査の結果は、市町村等において統計処理のデータとして活用できるよう毎年Excelの形式でも公開。
- また、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、市町村自身が自らの一般廃棄物処理システムについて環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、地域特性を踏まえて、地域の住民や事業者に対して明確に説明できるよう評価の考え方を提示。



廃棄物処理の広域化・集約化の先進事例の横展開

- 一般廃棄物処理の広域化・施設の集約化については、平成9年厚生省通知の中で、施設の集約化を図ることを主な目的として、都道府県に対し広域化計画の策定・実施を求めてきたところ。
- 廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理施設整備計画」(平成25年5月閣議決定)及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年1月環境省告示)の中で、中長期的には人口減少等の社会状況の変化や再生利用の推進による焼却量の減量化についても考慮した上で、広域的な施設整備を計画するとしている。

(広域化に関するガイドライン等)

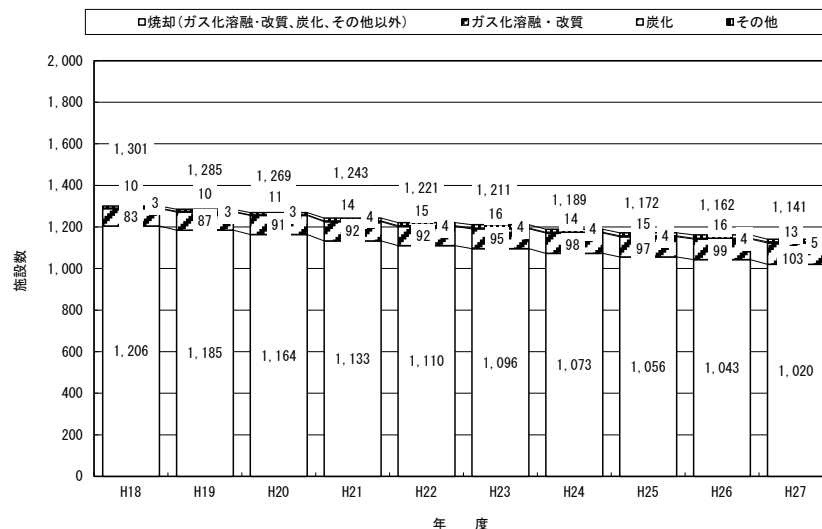
「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」 (平成22年3月策定、平成27年3月改訂)

⇒ストックマネジメントの考え方に基づき、地域単位での広域的な観点も考慮しつつ、長寿命化計画を作成することとしている。

「環境省インフラ長寿命化計画」(平成28年3月)

⇒個別施設計画の様式において、地域における他の類似施設との集約化の可能性についても検討し、その結果を記載することとしている。

(ごみ焼却施設数の推移)



- 中長期的な人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、地方公共団体が地域の特性に応じた広域化・集約化を検討するための技術的な支援を行うため、広域化に関する考え方や推進策・具体的な事例を取りまとめ、地方公共団体に示す予定。

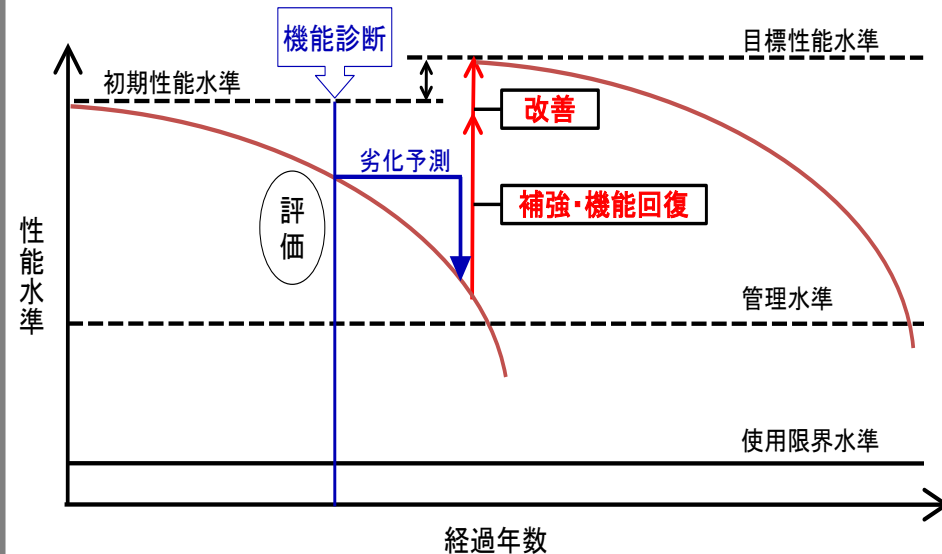
廃棄物処理施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定に向けた技術的支援

効率的な施設整備や保全管理を充実することを通じて、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減する「ストックマネジメント」を効率的に実施するガイドラインとして、「**廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き**」等を取りまとめ、自治体等に対して周知するなど、技術的支援を実施。

（支援策の具体的内容）

- 自治体等が廃棄物処理施設を含む「公共施設等総合管理計画（行動計画）」や、廃棄物処理施設毎の「個別施設計画」を策定するに当たり、以下のとおり、技術的支援を実施。
- **「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」**を平成22年3月に策定（平成27年3月に改訂）し、自治体に周知
⇒ストックマネジメントの考え方にに基づき、地域単位での広域的な観点も考慮しつつ、自治体等が処理施設の長寿命化計画を作成する際の手引き。
- **「廃棄物処理施設の「行動計画（案）」及び「個別施設計画の様式（案）」**を平成27年7月に策定し、自治体に周知
⇒自治体による行動計画及び個別施設計画策定の参考となるよう、環境省全体の行動計画に先立ち、廃棄物処理施設に特化して案を策定。

（施設長寿命化のイメージ）



- 環境省では、廃棄物処理施設も含めた環境省全体の「**インフラ長寿命化計画（行動計画）**」を平成28年3月に策定。